

## 第2次

# やまなし食の安全・安心行動計画

## 概要版

### 趣旨

山梨県では、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定するとともに、平成16年3月に「やまなし食の安全・安心行動計画」を策定し、平成16年度から18年度までの3年間で計画期間として取り組みを実施してきました。

今回、この3年間に取り組んだ実績を踏まえるとともに、食品衛生法の改正により導入されたポジティブリスト制度への対応、消費者への情報提供の充実及び食育基本法の施行による食育推進の新たな取り組みへの対応などを反映して「第2次やまなし食の安全・安心行動計画」を策定しました。

今後も、この行動計画に沿って、常に消費者の視点に立ち、新たな課題やニーズに対応しながら、食品の安全性を確保し、安心できる食生活の実現を図っていくこととします。



### 基本的な考え方と推進方向

行動計画においては、「やまなし食の安全・安心基本方針」に則り、5つの基本的な考え方のもと、3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備に沿って事業を展開し、行政、生産者、事業者、消費者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら、食の安全・安心確保の取り組みを進めていくこととします。

#### 5つの基本的な考え方

- 消費者の視点に立った施策の展開
- 消費者への正確な情報の提供
- 生産者、事業者による食品安全性の確保
- 消費者、生産者、事業者相互の信頼関係の確立
- 消費者、生産者、事業者、行政の協働

#### 3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備

- ① 生産から消費に至る食品の安全性の確保
- ② 食品に関する正確な情報の提供
- ③ 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
- ④ 総合的な食の安全・安心対策推進のための体制整備

### 行動計画の期間と進行管理

この行動計画は、平成19年度から取り組みを開始し、5年間に展開する取り組みについて記載しています。

取り組みの実施状況及び進捗状況などの進行管理は「山梨県食の安全・食育推進本部」において行います。また、行動計画の推進に当たっては「山梨県食品安全会議」の意見・提言を反映していきます。

なお、行動計画の期間中、社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うなど、的確な対応を図っていきます。

平成19年4月

山梨県

# 取り組みの体系

<b>① 生産から消費に至る食品の安全性の確保</b>
<b>ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保</b>
(ア) 農産物(林産物を含む)の安全性の確保
a. 農業取締法の遵守
b. 青果物等でのトレーサビリティシステム利用促進(再掲)
c. 農産物安全性確認業務の実施
d. 食品安全のためのGAP等への取り組み推進
(イ) 畜産物の安全性の確保
a. 飼料安全法の遵守
b. 家畜伝染病予防法の遵守
c. HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入
d. 牛肉トレーサビリティシステム運用等(再掲)
(ウ) 水産物の安全性の確保
a. 魚苗供給・試験指導の充実
b. 水産物安全対策業務の実施
(エ) 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組み
a. 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進
b. 環境保全型農業の産地化支援
<b>イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保</b>
(ア) 食品製造施設等における安全性の確保
a. 食品衛生法の遵守
b. 食中毒防止対策
c. 資金の貸付
(イ) 給食施設における安全性の確保
a. 特定給食施設等に対する監視・指導の実施
b. 学校給食における安全性の確保
(ウ) 食肉処理段階における安全性の確保
a. と畜及び食鳥検査
b. TSE検査の実施
(エ) HACCPシステムの推進
a. HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及
<b>ウ 流通・販売段階における安全性の確保</b>
(ア) 販売店等における安全性の確保
a. 食品衛生法の遵守
b. 農畜水産物の残留有害物質の検査
c. HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及
d. 資金の貸付(再掲)
<b>エ 消費段階における安全性の確保</b>
(ア) 家庭等における安全性の確保
a. 県民への食品衛生知識の普及
b. きのご鑑定会の実施
<b>オ 輸入食品の監視・検査</b>
(ア) 輸入食品の監視・検査
a. 輸入食品の監視指導及び取去検査
b. 国への働きかけ
<b>カ 調査研究の推進</b>
(ア) 食品衛生確保のための調査研究
a. 検査機関の業務管理(GLP)の充実と効率的な検査の研究
(イ) 安全な農林畜水産物生産を目指した調査研究
a. 畜産物生産のための調査研究の推進
b. 魚苗供給・試験指導の充実
c. 特用林産物の栽培技術に関する研究
d. 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進(再掲)
(ウ) トレーサビリティシステム確立のための調査研究
a. 牛肉トレーサビリティシステムの着実な実行
b. 青果物等でのトレーサビリティシステム利用促進(再掲)

<b>② 食品に関する正確な情報の提供</b>
<b>ア 適正な食品表示の徹底</b>
(ア) 関係法令に基づく食品表示の監視指導
a. 食品衛生法に基づく食品表示の指導
b. JAS法に基づく食品表示の指導
c. 景品表示法に基づく食品表示の指導
d. 健康増進法に基づく食品表示の指導
e. 食品表示合同調査の実施
f. 新たなニーズに対応した特色あるJAS規格の普及・啓発
(イ) 県民参加の食品表示監視
a. 食品表示ウォッチャーの設置
b. 食品表示110番の設置・運営
(ウ) 消費者にやさしくわかりやすい表示の推進
a. 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討
<b>イ トレーサビリティシステムの整備</b>
(ア) 農産物トレーサビリティシステムの推進
a. 青果物等でのトレーサビリティシステム利用促進
b. 食品(牛肉以外)トレーサビリティシステム普及推進
(イ) 畜産物トレーサビリティシステムの推進
a. 牛肉トレーサビリティシステム運用等
b. 食品(牛肉以外)トレーサビリティシステム普及推進
<b>ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供</b>
(ア) 情報の収集
a. 情報の収集・蓄積・内容分析
b. 食料品消費モニターの設置
c. 食品安全110番の設置・運営(再掲)
(イ) 情報の提供
a. 消費者等への情報提供
b. 食品衛生監視指導計画の公表
<b>エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応</b>
(ア) 相談の受付・苦情への対応
a. 食品安全110番の設置・運営
b. 消費生活相談員の活用促進
c. 食品の安全性に関する相談の受付
d. 消費者の部屋の設置・運営
<b>オ 食の安全・安心についての普及・啓発</b>
(ア) 普及・啓発
a. イベント等の開催
b. 研修会等の開催
c. 啓発資料の作成、情報提供の充実

<b>③ 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立</b>
<b>ア 消費者、生産者、事業者との交流促進</b>
(ア) 関係者の交流促進
a. 生産・製造現場の見学会・交流会の開催
b. 生産者と消費者の交流の促進
<b>イ 地産地消の推進</b>
(ア) 地産地消県民運動の推進
a. 地元農林畜水産物の地産地消の推進
b. 生産者と消費者の交流の場の整備促進
c. 特用林産物需要拡大等の推進
d. 地産地消PR活動の展開
e. NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(再掲)
(イ) 学校給食等における農林畜水産物の活用
a. 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用
<b>ウ 食育の推進</b>
(ア) 学校・保育所等における食育の推進
a. 研修会等の開催
b. 学校における食育の推進
c. 保育所、幼稚園等における食育の推進
d. 農業体験学習等の推進
e. 食育講座等の実施
(イ) 家庭・地域における食育の推進
a. 食育教室、栄養相談等の実施
b. 食育指導者の資質の向上と食育活動の推進
c. 幼児期における栄養指導の推進
d. 県民運動としての食育の推進
e. 農業体験学習等の推進(再掲)
f. 食育講座等の実施

<b>④ 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備</b>
<b>ア 山梨県食の安全・食育推進本部</b>
(ア) 山梨県の推進体制
a. 山梨県食の安全・食育推進本部の運営
b. 山梨県食の安全・食育推進本部幹事会の運営
c. 山梨県食品安全推進連絡会議の運営
<b>イ 情報・意見交換の充実</b>
(ア) 情報・意見交換の充実
a. 山梨県食品安全会議の運営
b. 食の安全・食育実践活動の推進
c. リスクコミュニケーションの推進
<b>ウ 国や市町村、関係機関との連携</b>
(ア) 国との連携
a. 国との連携、情報・意見交換、働きかけ
(イ) 都道府県との連携
a. 都道府県との連携、情報・意見交換
(ウ) 市町村との連携
a. 市町村との連携、情報・意見交換
<b>エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働</b>
(ア) NPO等との協働
a. NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働



# 生産から消費に至る食品の安全性の確保

## ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

関係法令の周知徹底とその遵守、生産履歴の記帳や情報開示などを行います。

### (ア) 農産物(林産物を含む)の安全性の確保

- ◆農薬取締法の遵守(県農業技術課、県林業振興課、農政事務所、JA中央会)
  - ・農薬販売者、使用者への立入取締
  - ・農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザーの育成
- ◆農産物安全性確認業務の実施(農政事務所)
- ◆食品安全のためのGAP等への取り組み推進(県果樹食品流通課、県畜産課、県花き農水産課、県農業技術課、農政事務所)
- ◆青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進(県果樹食品流通課)

### (イ) 畜産物の安全性の確保

- ◆飼料安全法の遵守(県畜産課、農政事務所)
  - ・飼料製造業者等への立入検査や畜産農家への普及啓発・指導
- ◆HACCPの考え方を取り入れた生産衛生管理の推進(県畜産課)
- ◆家畜伝染病予防法の遵守(県畜産課)
  - ・伝染病の発生やまん延防止のための指導・検査の実施
- ◆牛肉トレーサビリティシステムの運用等(農政事務所、食肉流通センター)

### (ウ) 水産物の安全性の確保

- ◆魚苗供給・試験指導の充実(県花き農水産課)
- ◆水産物安全対策業務の実施(農政事務所)

### (エ) 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組み

- ◆減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進(県果樹食品流通課、県農業技術課)
  - ・化学合成農薬、化学肥料の50%低減達成の目標に向けた取り組み
  - ・低減栽培技術開発の促進、普及
  - ・エコファーマーの認定
  - ・甲斐のこだわり環境農産物の拡大、理解の推進
- ◆環境保全型農業の産地化支援(県果樹食品流通課、県農業技術課)



#### 甲斐のこだわり環境農産物

化学合成農薬や化学肥料をそれぞれ30%以上低減して、山梨県内で生産された農産物です。「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」が定めた認証基準を満たして栽培された農産物に認証マークが貼付され販売されます。認証委員会により32品目、41作型(平成18年12月現在)の農作物に基準が策定されています。

## イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保

監視指導の一層の強化と、より徹底した衛生管理の確保を推進していきます。

### (ア) 食品製造施設等における安全性の確保

- ◆食品衛生法の遵守(県衛生業務課)
  - ・効率的な監視指導計画の策定やこれに基づく食品営業施設等への監視指導、収去検査の実施
  - ・事業者、従業員に対する講習会の開催
- ◆資金の貸付(県商業金融振興課)
  - ・中小企業者の支援のため設備資金など事業運営に必要な資金の融資
- ◆食中毒防止対策(県衛生業務課)
  - ・食中毒原因菌の食品汚染調査の実施
  - ・食中毒発生時の迅速な原因究明と拡大・再発防止

### (イ) 給食施設における安全性の確保

- ◆特定給食施設等に対する監視指導の実施(県健康増進課、県衛生業務課)
- ◆学校給食における安全性の確保(県スポーツ健康課)
  - ・学校給食関係者に対する研修会の開催
  - ・学校給食施設への巡回指導

### (ウ) 食肉処理段階における安全性の確保

- ◆と畜及び食鳥検査(県衛生業務課)
  - ・と畜検査、食鳥検査の実施
- ◆TSE全頭検査の実施(県衛生業務課)
  - ・食肉として処理される牛及びめん山羊検査実施

### (エ) HACCPシステムの推進

- ◆HACCPシステムの考え方を取り入れた自主衛生管理体制の普及(県衛生業務課)

#### HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)

日本語で「危害分析重要管理点」と呼んでいます。危害とは、食品とともに口から入った時に、お腹をこわしたり熱を出したりする原因となるものをいいます。従来の衛生管理は、最終製品の抜き取り検査により問題がないか確認する方法が主体であり、作業工程は経験や勘により対応してきた場合も少なくありません。このような衛生管理では、製品が100%安全であるという保証はできません。一方、HACCP方式では、原材料の受け入れから最終製品に至る一連の工程を管理の対象とし、工程別にどのような危害があるか分析し、特に重要な工程(重要管理点)を重点的に監視(モニタリング)することにより製品の安全性を確保しようとするものです。



## ウ 流通・販売段階における安全性の確保

監視指導、検査の充実や高度な衛生管理手法の導入を目指します。

### (ア) 販売店等における安全性の確保

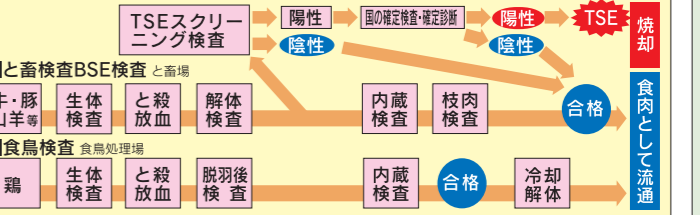
- ◆食品衛生法の遵守(県衛生業務課)
  - ・効率的な監視指導計画の策定(県衛生業務課)
  - ・市場や販売店等に対する監視指導や収去検査の実施
- ◆農畜水産物の残留有害物質の検査(県衛生業務課)
- ◆HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及(衛生業務課)
- ◆資金の貸付(県商業金融振興課)

### ● 食肉処理段階における安全性の確保

#### ■ と畜及び食鳥検査 [県衛生業務課(食肉衛生検査所)]

- ・と畜検査、食鳥検査の実施
  - ・処理施設への衛生検査
- 牛・豚・鶏などの食肉は、一頭ごと、一羽ごと、県食肉衛生検査所の検査員の検査で合格しなければ、市場に出回ることはありません。また、平成17年10月からは、食用として処理される牛及びめん山羊についてTSE検査を実施しています。

#### ■ TSE検査の実施 [県衛生業務課(食肉衛生検査所)]



## エ 消費段階における安全性の確保

県民が積極的に知識と理解を深め、食中毒防止に取り組んでいくよう、普及啓発を行います。

### (ア) 家庭等における安全性の確保

- ◆県民への食品衛生知識の普及(県衛生業務課)
  - ・テレビ、ラジオなど各種広報媒体を活用した普及啓発
- ◆きのご鑑定会の実施(県森林環境総務課)

#### 食中毒から家族を守る6つのポイント

- ポイント1** 食品を購入するとき
  - 食品は消費期限の表示などを確認して新鮮なものを購入する。
  - 生鮮食品を購入した後は、車の中に長時間放置したりしない。
- ポイント2** 食品を保存するとき
  - 冷蔵庫は10度以下に保ち、食品を詰めすぎない。
  - 肉や魚はビニール袋や容器に入れ、他の食品に肉汁などが付着しないようにする。
- ポイント3** 調理を下準備するとき
  - 調理の前は、必ず消毒用石鹸で手を洗う。
  - まな板は、肉用、魚用などに区別する。
  - 解凍するときは、長時間室温に放置しない。
- ポイント4** 調理をするとき
  - 加熱して調理する食品は十分に加熱する。
  - 調理後は、長時間放置しない。
- ポイント5** 食事をするとき
  - 食事前は、必ず手を洗う。
  - 清潔な器具を使い、清潔な食器に盛り付ける。
- ポイント6** 食品が残ったとき
  - 残った食品を保存するときは、容器に小分けして保存する。
  - 残った食品を温め直すときは十分に加熱する。
  - 時間が経ち過ぎたものは、思い切って捨てる。

## オ 輸入食品の監視・検査

輸入時の監視体制の強化や県内での監視体制を強化します。

### (ア) 輸入食品の監視・検査

- ◆輸入食品の監視指導及び収去検査(県衛生業務課)
  - ・監視指導計画に基づく収去検査の実施
  - ・国や関係自治体との連携による監視強化
- ◆国への働きかけ(県食の安全・食育推進室、県衛生業務課)
  - ・輸入食品の監視、検査の強化等についての国への要望等

## カ 調査研究の推進

様々な問題に迅速に対応し、食品の安全性を確保し、消費者に安心を届けるための調査研究を推進します。

### (ア) 食品衛生確保のための調査研究

- ◆検査機関の業務管理(GLP)の充実と効率的な検査の研究(県衛生業務課)

### (イ) 安全な農林畜水産物生産を目指した調査研究

- ◆畜産物生産のための調査研究(県畜産課)
  - ・動物用医薬品の適正な使用の推進
  - ・薬剤耐性菌発現状況の把握
- ◆魚苗供給・試験指導の充実(県花き農水産課)
- ◆特用林産物の栽培技術に関する研究(県森林環境総務課)
- ◆減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進(県農業技術課)

### (ウ) トレーサビリティシステム確立のための調査研究

- ◆牛肉トレーサビリティシステムの着実な実行(食肉流通センター)
  - ・モデル小売店による生産履歴の掲示や事業効果の調査などの実施
- ◆青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進(県果樹食品流通課)
  - ・青果物等における肥料、農薬等の使用履歴の記帳を徹底し、既存のシステム等を活用した、生産履歴情報の提供を推進します。

# 食品に関する正確な情報の提供

## ア 適正な食品表示の徹底

適正な表示の実施を推進します。

### (ア) 関係法令に基づく食品表示の監視指導

(県衛生業務課、県県民生活課、県食の安全・食育推進室、農政事務所、JA中央会)

- ◆食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に基づく表示指導
- ◆食品表示合同調査の実施
- ◆新たなニーズに対応した特色あるJAS規格の普及・啓発(農政事務所)

### 110 食品安全110番 055-223-1638

県民からの食品の安全性や表示などの安全・安心全般の相談、苦情、情報提供などを受け付けます。



### (イ) 県民参加の食品表示監視

- ◆食品表示ウォッチャーの設置(県食の安全・食育推進室)
- ◆食品表示110番等による県民からの情報の受付(農政事務所、県食の安全・食育推進室)

### (ウ) 消費者にやさしくわかりやすい表示の推進

- ◆消費者にやさしくわかりやすい表示の実現に向けた検討(県食の安全・食育推進室)

食品表示合同調査



食品表示ウォッチャー

## イ トレーサビリティシステムの整備

農産物等の生産履歴などの情報をわかりやすく、入手しやすい方法で、適正・確実に提供できるシステムを構築します。

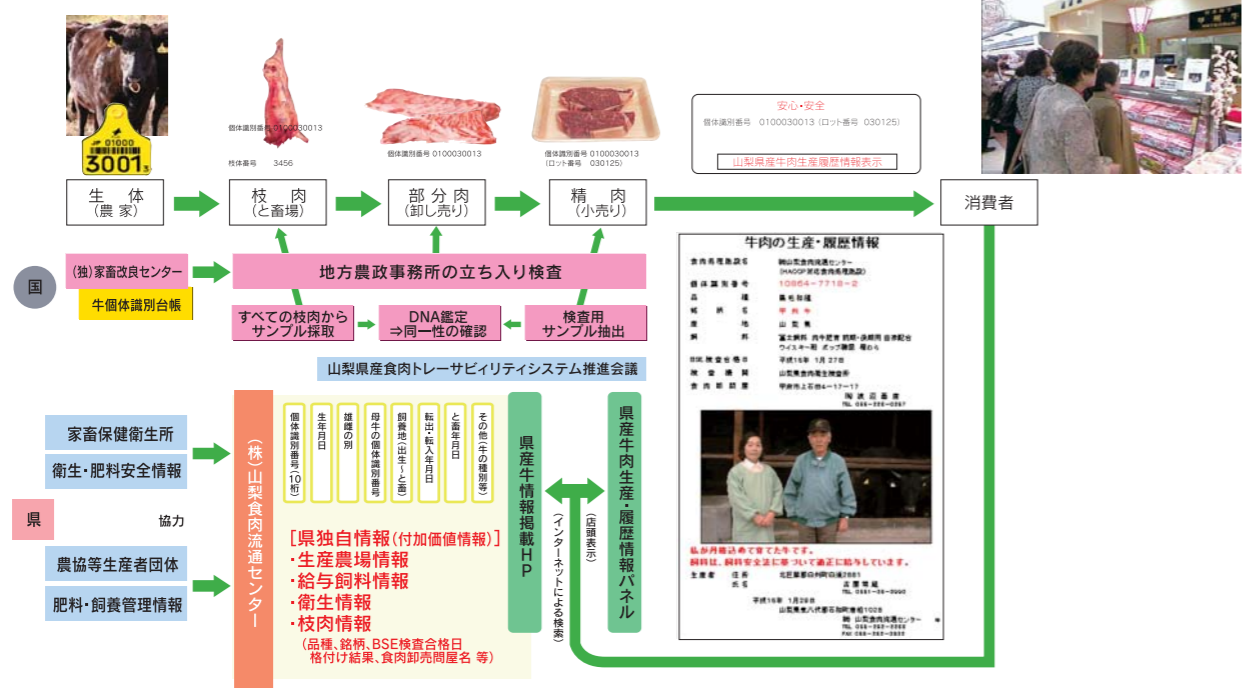
### (ア) 農産物トレーサビリティシステムの推進

- ◆青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進(県果樹食品流通課)
  - ・農薬等の使用履歴の記帳を徹底し、既存システム等を活用した、生産履歴情報の提供を推進します。
- ◆食品(牛肉以外)のトレーサビリティシステムの普及促進(農政事務所)

### (イ) 畜産物トレーサビリティシステムの推進

- ◆牛肉トレーサビリティシステム運用等(農政事務所、食肉流通センター)
  - ・牛肉の個体識別番号の表示
  - ・牛肉サンプルのDNA鑑定の実施
  - ・ホームページによる県産牛肉の生産履歴情報(付加価値情報)の公開
- ◆食品(牛肉以外)のトレーサビリティシステムの普及促進(農政事務所)

### 県産牛肉のトレーサビリティシステム【概念図】



## ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供

食品の安全性に係る情報を収集し、県民に正確でわかりやすく、タイムリーに提供します。

### (ア) 情報の収集

- ◆情報の収集・蓄積・内容分析(県食の安全・食育推進室)
  - ・国や自治体と連携した情報の把握、内容分析の実施
- ◆食料品消費モニターの設置(農政事務所)
  - ・「食」に関して広く消費者から意見・要望・情報を提供してもらうとともに知識の普及を行います。
- ◆食品安全110番や消費者の部屋での情報の受付

### (イ) 情報の提供

- ◆消費者等への情報提供(県食の安全・食育推進室、農政事務所)
  - ・ホームページやテレビ・ラジオ等による情報提供
  - ・メールマガジンによる情報配信
  - ・情報誌の発行
- ◆食品衛生監視指導計画や監視指導結果の公表(県衛生業務課)

### 食品表示に関する相談は

#### 食品表示110番 055-226-6611

関東農政局山梨農政事務所で、食品の表示に関する情報提供、苦情、相談などを受け付けます。



### 食に関する相談は

#### 消費者の部屋 055-226-6611

関東農政局山梨農政事務所で、消費者からの農林水産行政一般、食料の生産、消費などの相談を受け付けます。



## エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応

食の安全・安心についての総合窓口を設置するとともに、イベントなどを利用して相談できる機会を増やしていきます。

### (ア) 相談の受付・苦情への対応

- ◆食品安全110番の設置・運営(県食の安全・食育推進室)
- ◆消費生活相談員の活用促進(県県民生活課)
- ◆食品の安全性に関する相談の受付(県食の安全・食育推進室、県民生活センター、各保健所)
  - ・ホームページによる相談の受付
  - ・各種イベントでの相談窓口を設置し、相談や情報提供の対応
- ◆消費者の部屋の設置・運営(農政事務所)

## オ 食の安全・安心についての普及・啓発

消費者が食の安全・安心についての知識と理解を深めることができる機会を確保します。

### (ア) 普及・啓発

- ◆イベント等の開催(県食の安全・食育推進室、農政事務所、消費者団体)
  - ・各種イベントでの普及・啓発の実施
- ◆研修会等の開催(県食の安全・食育推進室、県健康増進課、県民生活センター、消費者団体)
  - ・食の安全・安心に関する研修会等の開催
  - ・団体等が開催する勉強会等への講師を派遣
  - ・栄養士、調理師、食生活改善推進員等に対する研修会の実施
- ◆啓発資料の作成、情報提供の充実(県食の安全・食育推進室)
  - ・啓発資料の作成・配布
  - ・情報誌による情報提供

## 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

### ア 消費者、生産者、事業者との交流促進

消費者と生産者、事業者がお互いの考え方や役割について理解しあい、信頼関係を構築します。

#### (ア)関係者の交流促進

- ◆生産・製造現場の見学会・交流会の開催  
(県食の安全・食育推進室、県畜産課、県農業技術課、JA中央会)
- ◆生産者と消費者の交流促進(県農業技術課)



食の安全・安心調べ隊

### イ 地産地消の推進

地元で生産される新鮮で安全な農林畜水産物を地元で消費する地産地消を推進します。

#### (ア)地産地消県民運動の推進

- ◆地元産農林畜水産物等の地産地消の推進(県果樹食品流通課、県花き農水産課、県林業振興課、関係団体)
- ◆生産者と消費者の交流の場の整備促進(県農村振興課)
- ◆特用林産需要拡大等の推進(県森林環境総務課、県林業振興課)
- ◆地産地消PR活動の展開(県農政総務課、県果樹食品流通課、県花き農水産課、県林業振興課、県商工総務課、県観光振興課)
- ◆NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(県県民生活課、県食の安全・食育推進室、県健康増進課)

#### (イ)学校給食等における県産農畜水産物の活用

- ◆学校給食等における地域の農畜水産物の活用(県畜産課、県花き農水産課、県果樹食品流通課、県スポーツ健康課、JA中央会)

### ウ 食育の推進

消費者が食の安全等について主体的に判断できるようにするとともに、子供の頃から食について関心を持ち、自ら考える習慣を身につける取り組みを進めます。

#### (ア)学校・保育所等における食育の推進

- ◆研修会等の開催(県スポーツ健康課)
- ◆学校における食育の推進(県私学文書課、県義務教育課、県高校教育課、県スポーツ健康課)
- ◆保育所、幼稚園等における食育の推進(県私学文書課、県児童家庭課、県健康増進課、県義務教育課)
- ◆農業体験学習の推進(県畜産課、県農業技術課、県花き農水産課、県林業振興課)
- ◆食育講座等の実施(県義務教育課、県食の安全・食育推進室、農政事務所)

#### (イ)家庭・地域における食育の推進

- ◆食育教室、栄養相談等の実施(県健康増進課)
- ◆食育指導者の資質の向上と食育活動の推進(県健康増進課)
- ◆幼児期における栄養指導の推進(県健康増進課)
- ◆県民運動としての食育の推進(県食の安全・食育推進室)
- ◆農業体験学習等の推進(県畜産課、県農業技術課、県花き農水産課、県林業振興課)
- ◆食育講座等の実施(県食の安全・食育推進室、農政事務所)

#### 食育講座

食の安全・安心の確保や生活習慣病の予防など、「食」に関する正しい知識を子供たちが身につけ食について関心を持ち、望ましい食生活を実践するための「食育」について、学校・研修会等に出向いて授業・講演を行う「食育講座」を実施しています。



#### 国への問い合わせ

関東農政局山梨農政事務所消費・安全部消費生活課  
TEL.055-226-6611 FAX.055-226-6642

#### 県への問い合わせ

山梨県 企画部 県民室 食の安全・食育推進室  
TEL.055-223-1588 FAX.055-223-1587

## 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

### ア 山梨県食の安全・食育推進本部

目的の違う関係法令ごとに分かれている各部署の業務を総合的に調整し、食の安全・安心対策及び食育推進を全庁的・横断的体制により推進します。

#### (ア)山梨県の推進体制

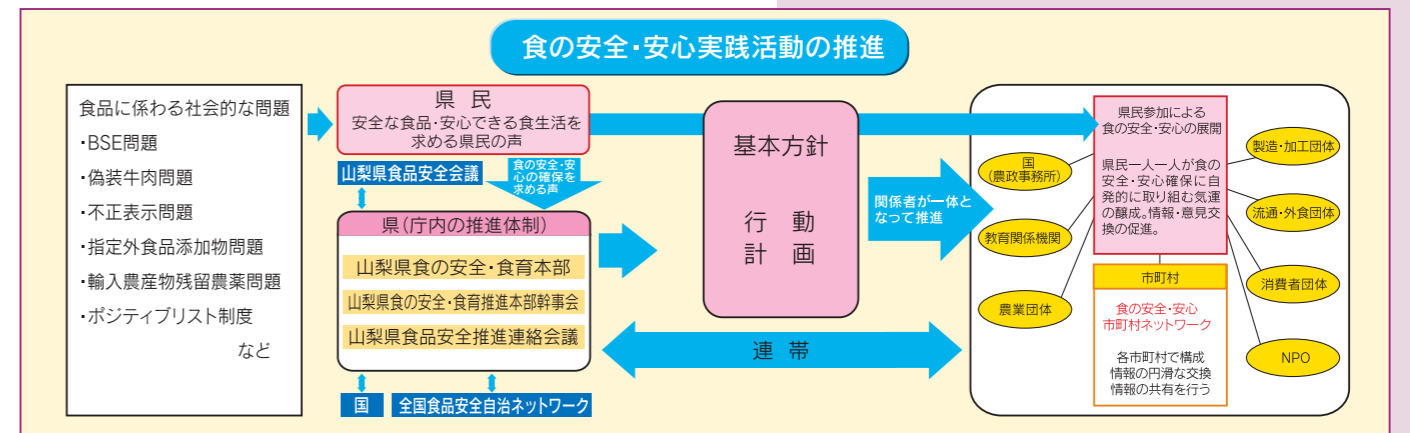
- ◆山梨県食の安全・食育推進本部の運営(県食の安全・食育推進室)
- ◆山梨県食の安全・食育推進本部幹事会の運営(県食の安全・食育推進室)
- ◆山梨県食品安全推進連絡会議の運営(県食の安全・食育推進室)

### イ 情報・意見交換の充実

関係者が一体となり総合的な食の安全・安心対策を推進していくため、関係者相互の情報・意見の交換を行います。

#### (ア)情報・意見交換の充実

- ◆山梨県食品安全会議の運営(県食の安全・食育推進室)
- ◆食の安全・食育実践活動の推進(県食の安全・食育推進室)
- ◆リスクコミュニケーションの推進(県食の安全・食育推進室)



### ウ 国や市町村、関係機関との連携

関係機関との連携強化を図ります。

#### (ア)国との連携

- ◆国との連携、情報・意見交換、働きかけ(県食の安全・食育推進室)

#### (イ)都道府県との連携

- ◆都道府県との連携、情報・意見交換(県食の安全・食育推進室)

#### (ウ)市町村との連携

- ◆市町村との連携、情報・意見交換(県食の安全・食育推進室)

### エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働

#### (ア)NPO等との協働

- ◆NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(県健康増進課、県食の安全・食育推進室)

# 行動計画の主な目標

## (1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保

目標とする事項	取り組み、事業	指 標	現 状	平成23年度末目標
農産物(林産物を含む)の安全性の確保	農薬取締法の遵守	農薬販売業者への計画的な立入検査の実施件数	88件/年	計画期間中延べ500件
		農薬管理指導士延べ認定者数	647人	800人
		農薬適正使用アドバイザー延べ認定者数	153人	450人
		特用林産物の栽培技術に関する講習会の開催	4回/年	計画期間中延べ20回
畜産物の安全性の確保	飼料安全法の遵守	違法飼料給与農家割合	0%	0%
		飼料の安全性について啓発指導した牛飼養農家戸数割合	100%	100%
	HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入	HACCP方式のデータの収集検体数(特定疾病の実態調査)	578検体	2,000検体
減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進	環境保全型農業の推進	エコファーマー認定数	6,513人	7,000人
	甲斐のこだわり環境農産物認証事業の推進	認証基準策定品目の数	32品目	40品目
食品製造施設等における安全性の確保	食品製造施設等の監視指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率(監視指導実施施設率)	100%	100%
	食中毒防止対策	人口10万人あたりの食中毒患者発生者数	28人	22人
給食施設における安全性の確保	特定給食施設等に対する監視指導の実施	給食施設別巡回指導実施施設割合	59.4%	65%
	学校給食における安全性の確保	学校給食施設巡回指導校数	32校/年	計画期間中延べ175校
食肉処理段階における安全性の確保	と畜検査の実施	と畜場で処理された枝肉の微生物検査を実施した枝肉数	牛枝肉 67頭 豚枝肉 83頭	計画期間中延べ牛枝肉 600頭 豚枝肉 600頭
	食鳥検査の実施	食鳥処理施設で処理された鶏の体の微生物検査を実施した羽数	40羽	計画期間中延べ300羽
流通・販売段階における安全性の確保	農畜水産物の農薬、抗菌性物質等の残留検査	残留農薬の収去検査結果の不適合数	0件	0件
		残留動物用医薬品の収去検査結果の不適合数	0件	0件
流通・販売段階における安全性の確保	HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及	営業者、従事者の受講者数	7,622人/年	計画期間中延べ50,000人
消費段階における安全性の確保	県民への食品衛生知識の普及	食品衛生講習会等への参加人数	965人/年	計画期間中延べ5,000人
	きのご鑑定会の実施	きのご鑑定会開催回数	15回/年	計画期間中延べ75回
輸入食品の安全性の確保	輸入食品の監視指導及び収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視・検査実施率	100%	100%
畜産物の生産のための調査研究の推進	薬剤耐性菌発現状況の把握	薬剤耐性菌の検査件数	24件/年	計画期間中延べ120件
魚苗供給・試験指導の充実	養殖魚の防疫対策	養殖業者への巡回実施率	80%	100%

## (2) 食品に関する正確な情報の提供

目標とする事項	取り組み、事業	指 標	現 状	平成23年度末目標
適正な食品表示の徹底	食品表示合同調査の実施	調査店舗数	広域 100店舗 地域 200店舗	計画期間中 500店舗 計画期間中1,000店舗
		食品適正表示実施率100%の店舗割合	53%	80%以上
トレーサビリティシステムの整備	トレーサビリティシステムの利用促進	青果ネットカタログ等による生産情報等の提供数	52件	150件
	ホームページによる県産牛肉の生産履歴の公開	ホームページのアクセス数	約7,000件/年	10,000件/年
食品の安全性に関する情報提供	消費者等への情報提供	県ホームページのアクセス数	約7,000件/年	10,000件/年
	食品安全110番の設置、運営	食品安全110番による相談対応件数	82件/年	計画期間中延べ450件
食品の安全性に関する相談の受付、苦情の対応	イベント開催時の相談等への対応	相談対応件数	7件/年	計画期間中延べ100件
食の安全・安心について普及・啓発	リスクコミュニケーションの推進	意見交換会等の参加者数	480人/年	600人/年
	研修会の開催や勉強会等への講師派遣	研修会等開催回数	14回/年	計画期間中延べ150回
	栄養士、調理師、食生活改善推進員等に対する研修会の実施	研修会への参加者数	4,939人/年	5,000人/年

## (3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

目標とする事項	取り組み、事業	指 標	現 状	平成23年度末目標
消費者、生産者、事業者との交流促進	児童・生徒・先生等の牧場等への視察の実施	牧場等視察学校児童・生徒数累計	4,337人	7,000人
地産地消の推進	地元農林畜水産物の地産地消の推進	地産地消サポーター数	1,022人	1,250人
	地産地消県民運動の推進	直売所の登録農家数	延べ9,412人	延べ10,700人
	学校給食等における地元の農林畜水産物の活用	学校給食への牛乳の年間供給本数 学校給食における県産食材の使用割合(重量ベース)	児童生徒1人当たり194本/年 31.7%	児童生徒1人当たり194本/年 35%以上
食育の推進	農業体験学習の推進	農畜水産物生産現場での農業体験の実施	180人/年	250人/年
	学校給食関係者に対する食に関する研修会等の実施	研修会等への参加人数	1,950人/年	計画期間中延べ10,000人
	食育実践地域活動支援事業	食育ボランティアの育成数	4,694人	5,200人

## (4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

目標とする事項	取り組み、事業	指 標	現 状	平成23年度末目標
施策推進のための情報・意見交換の充実	リスクコミュニケーションの推進(再掲)	意見交換会等の参加者数	480人/年	600人/年
	食の安全・食育実践活動	食の安全・食育推進大会参加者数	200人/年	250人/年
市町村との連携、情報・意見交換	市町村ネットワークの構築	市町村担当者会議の開催	-	計画期間中延べ10回
NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	食育実践地域活動支援事業(再掲)	食育ボランティアの育成数	4,694人	5,200人

## 食の安全・安心関係機関一覧

所 属	住 所	電 話	F A X	備 考
<b>県の機関</b>				
食の安全・食育推進室	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1588	055-223-1587	総合調整、JAS法、食育推進など
県民生活課	〃	055-223-1352	055-223-1354	景品表示法、消費者行政など
衛生業務課	〃	055-223-1489	055-223-1492	食品衛生法など
健康増進課	〃	055-223-1493	055-223-1499	健康増進法など
森林環境総務課	〃	055-223-1632	055-223-1636	特用林産物の研究など
林業振興課	〃	055-223-1650	055-223-1678	特用林産物の生産振興など
商業振興金融課	〃	055-223-1538	055-223-1540	商工業振興資金の貸付など
農政総務課	〃	055-223-1583	055-223-1585	農業施策の企画立案、食育など
農村振興課	〃	055-223-1596	055-223-1599	農村活性化、地産地消への支援など
果樹食品流通課	〃	055-223-1600	055-223-1604	地産地消、青果物トレーサビリティなど
畜産課	〃	055-223-1605	055-223-1609	家畜衛生、BSE対策など
花き農水産課	〃	055-223-1610	055-223-1615	食糧法、水産養殖業関係など
農業技術課	〃	055-223-1618	055-233-1622	農薬取締法、肥料取締法など
スポーツ健康課	〃	055-223-1785	055-223-1786	学校給食の指導など
県民生活センター	甲府市丸の内一丁目8-5	055-223-1571	055-223-1368	消費生活に係る相談など
衛生公害研究所	甲府市富士見一丁目7-31	055-253-6721	055-253-5637	残留農薬、食中毒菌の検査など
衛生監視指導センター	甲府市太田町9-1	055-237-9715	055-237-9727	食品衛生に係る監視指導など
食肉衛生検査所	笛吹市石和町唐柏1028	055-262-6121	055-263-9528	と畜場法、食鳥検査法に基づく検査など
東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏1000-1	055-262-3166	055-262-3108	家畜衛生に係る指導など
西部家畜保健衛生所	韮崎市本町三丁目5-24	0551-22-0771	0551-22-6728	〃
病害虫防除所	甲斐市下今井1100	0551-28-2941	0551-28-2963	農薬の指導及び取締りなど
総合農業試験場	甲斐市下今井1100	0551-28-2496	0551-28-4909	病害虫防除技術の研究など
中北保健福祉事務所 (中北保健所)衛生課	甲府市太田町9-1	055-237-1382	055-235-7115	食品衛生法関係など
〃 (中北保健所) 峡北支所衛生課	韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3071	0551-23-3075	〃
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)衛生課	山梨市下井尻126-1	0553-20-2751	0553-20-2754	〃
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)衛生課	鰍沢町771-2	0556-22-8151	0556-11-8147	〃
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)衛生課	富士吉田市上吉田一丁目2-5	0555-24-9033	0555-24-9041	〃
中北農務事務所地域農政課	韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3078	0551-23-3098	JAS法関係など
峡東農務事務所地域農政課	甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2706	0553-20-2709	〃
峡南農務事務所地域農政課	市川三郷町高田字大正111-1	055-240-4113	055-240-4117	〃
富士・東部農務事務所地域農政課	都留市田原三丁目3-3	0554-45-7825	0554-45-7833	〃
<b>国の機関</b>				
山梨農政事務所	甲府市丸の内三丁目5-9	055-226-6611	055-226-6642	JAS法、トレーサビリティ、食育など

### 山梨県企画部県民室 食の安全・食育推進室

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

**電 話** 055-223-1588

**食品安全110番** 055-223-1638

**ファクシミリ** 055-223-1587

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kmin-shoku/index.html>

Eメール [shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp)